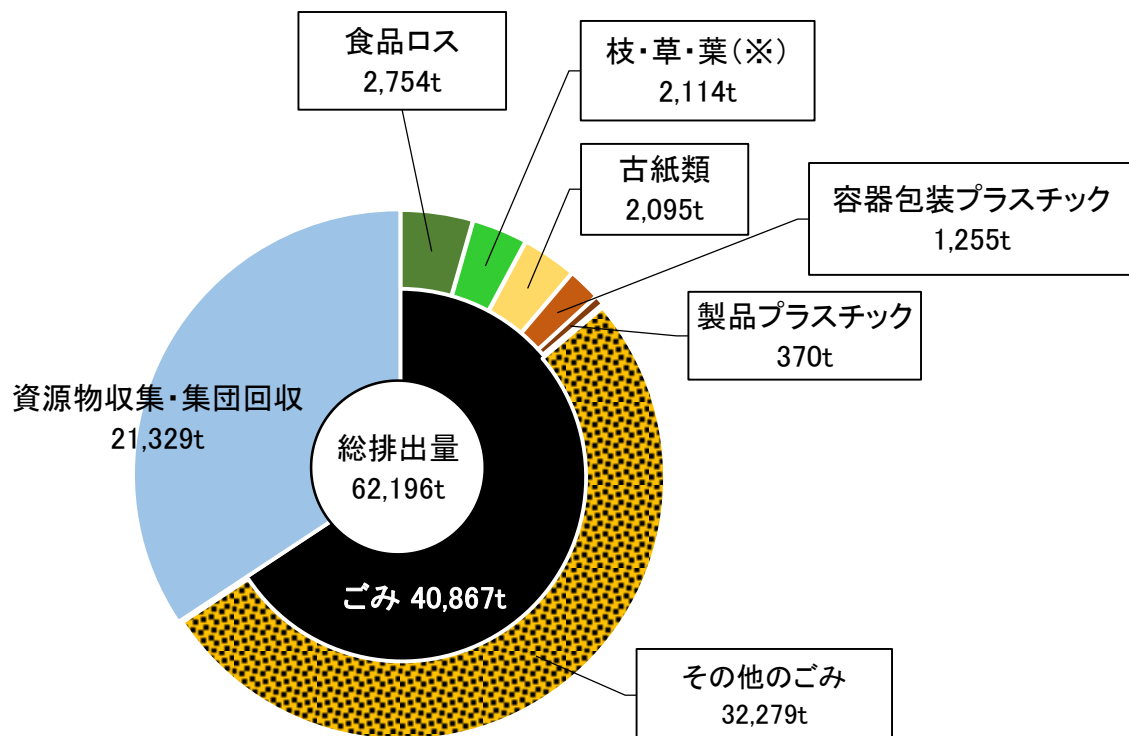


主な施策に関する補足（次回策定委員会に向けて）

- 第1回検討委員会では、廃棄物行政を取り巻く近年の動向として、国際的な動向であるSDGsのほか、「食品ロス削減推進法」「プラスチック資源循環促進法」といった新たな法律が制定されたことを取り上げました。（第1回策定委員会資料2）
- また、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会では、昨年11月の建議「さらなるごみの減量・資源化の推進について」の中で、「プラスチック類」「食品ロス」「枝・草・葉」「古紙類」の減量や資源化について提言がなされました。（第2回策定委員会資料4）
- 本資料では、資料2-2に整理した主な施策・取組の中から、上記に関連する情報を補足します。
- なお、審議会の建議では、令和2年度の組成分析調査等に基づき、プラスチック類や食品ロスなどがごみにどの位排出されているかを推計しています。（下図）

図 令和2年度 ごみの中の食品ロス、プラスチック類等の排出量（推計）



※袋以外で束として排出されているものを除く。

束で出されているものも含めると枝・草・葉排出量は約2,500トンと推定される。

1. プラスチック類の発生・排出抑制の関連事項

(1) 審議会の建議

- 令和3年11月に調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会から市に提出された建議（以下、「建議」という。）にて、「暮らしの中のプラスチックごみ削減」が提言されました。

(2) プラスチック資源循環促進法の施行

- この4月から「プラスチック資源循環促進法」が施行され、事業者は以下の12品目の「使い捨てプラスチック」について、使用を合理化し削減することが求められています。（下部「補足資料」参照）

[使用の合理化・削減が求められるプラスチック製品]

・フォーク	・くし
・スプーン	・カミソリ
・ナイフ	・シャワー用キャップ
・マドラー	・歯ブラシ
・ストロー	・ハンガー
・ヘアブラシ	・衣類用カバー

2. 食品ロスの削減の関連事項

(1) 食品ロス排出の現状

- 令和2年度の組成分析調査によると、可燃ごみの中には9.7%の食品ロスが含まれています。令和2年度の可燃ごみ量に掛け合わせると、年間約2,750トンの排出量に相当します。

(2) 審議会の建議

- 建議で、
 - ・家庭でのリデュース（食品ロス削減キャンペーン、フードドライブの実施など）
 - ・事業所でのリデュース（食品ロス削減に取り組む店舗の支援など）
 - ・社会福祉協議会、消団連、フードバンク団体等と連携した未利用食品の有効利用を提言しています。

(3) 食品ロス削減推進法の施行

- 令和元（2019）年 10 月に施行された法律で、国民運動として食品ロス削減を進めるため、各主体が果たすべき役割を定めています。

3. プラスチックの資源化の関連事項

(1) プラスチックごみ排出の現状

- 令和 2 年度の組成分析調査によると、容器包装プラスチックが 4.4%，製品プラスチックが 1.3%含まれており、年間約 1,630 トンのプラスチック類が可燃ごみに排出されている推計となります。

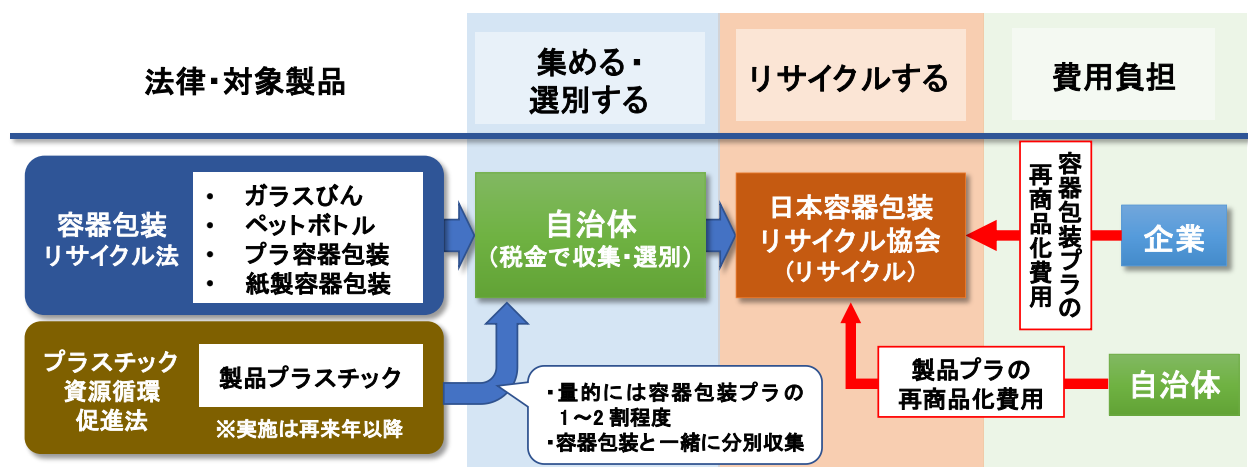
(2) 審議会の建議

- 令和 3 年 10 月の建議で、「現在の容器包装プラスチックのさらなる分別徹底」による資源化の推進について提言しています。

(3) プラスチック資源循環促進法の施行

- 「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を合わせて分別収集・資源化することが可能な仕組みを導入しています。

[プラスチック資源循環促進法のイメージ]



4. 枝・草・葉や生ごみの資源化の関連事項

(1) 枝・草・葉の排出の現状

- 令和2年度の組成分析調査によると、枝・草・葉類は推定で年間約2,500トンが排出されています。その内チップカー車によりチップ化・再利用されているものは全体の2%（約50トン）です。

(2) 審議会の建議

- 建議では、多摩地域で民間委託による資源化を実施している事例（武蔵野市や小金井市、西東京市）などがあることから、費用対効果やエネルギーバランスなど総合的な見地から資源化のあり方について検討することが提言されています。
- 併せて、チップカー車による剪定枝チップ化事業における利用者による自己有効利用の促進及び草葉における自己有効利用の方法の模索についても提言がなされました。

5. 古紙類の分別徹底と分別品質の向上

(1) 審議会の建議

- 建議では、古紙類の資源化促進に向けた集団回収や店頭回収の利用促進が提言されています。
- また、古紙の安定的なリサイクルのために一層の品質確保が求められるため、「雑がみ」の分別などについてきめ細かな情報発信、広報・PRを行うことも提言しています。

補足資料 1 「プラスチックの資源循環の促進等に関する法律」

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラスチックの設計を環境配慮型に転換

プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

あらゆるプラスチックの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

補足資料 2 「サーキュラーエコノミー (CE)」

サーキュラー・エコノミー (CE) とは

線形経済

大量生産・大量消費・大量廃棄
の一方通行の経済活動

サーキュラー・エコノミー

従来の3Rの取組に加え、資源
投入量・消費量を抑えつつ、
ストックを有効活用しながら、
サービス化等を通じて付加価値
を生み出す経済活動

